

## 鳥取県告示第 426 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護又は介護予防の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町溝口 281-2	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会溝口訪問入浴介護事業所	西伯郡伯耆町溝口 281-2	平成 19 年 3 月 31 日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町溝口 281-2	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会溝口訪問入浴介護事業所	西伯郡伯耆町溝口 281-2	平成 19 年 3 月 31 日